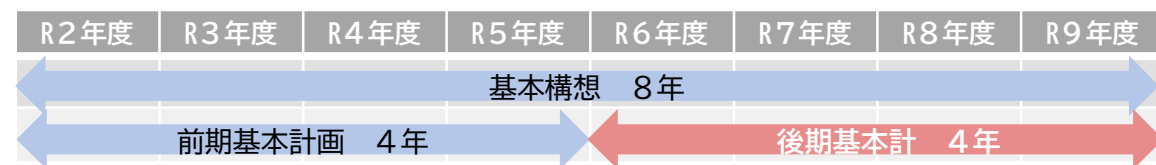


第三次雫石町総合計画後期基本計画(案)の概要

■序章 第三次雫石町総合計画基本構想

1. 第三次雫石町総合計画基本構想とは

- (1) 基本構想 まちづくりの全領域にわたる長期的な目標、目指すべき姿や方向性を示すもの。
- (2) 基本計画 基本構想の実現に向けたまちづくりの施策の方向を総合的、体系的に示すもの。



2. まちづくりの基本理念と姿勢

(1) まちづくりの基本理念

「協働」を理念とし、「協働のまちづくり」をすべての分野に共通する視点として構想の推進を図る。

(2) 行政経営の基本姿勢

基本方針のもと、「信頼で築く住民主役のまちづくり」の実現を目指す。

基本方針

- I 住民参画の推進と協働による行政運営
- II 住民ニーズに対応した行政サービスの提供
- III 持続可能な行財政運営の推進
- IV 時代に即した行政組織体制の構築

3. 雫石町の将来像

みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし

「みんながつくる」

町民誰もがまちづくりに参画し、地域などの担い手としてより良い暮らしを創っていくことを表す。

「未来につなぐ ふるさとしずくいし」

「ふるさと しずくいし」を未来につなぎ、持続可能なまちづくりに取り組んでいくことを表す。

4. 政策の方向性

(1) 人口減少・少子高齢化社会対策の推進

高齢化社会における課題を解決し、これからの人口減少社会に対応したまちづくりを進めていく。

少子高齢化などの課題克服が可能となるSociety5.0(超スマート社会)への変革(イノベーション)が進行しつつあることから、必要に応じて取り組む。

(2) 町土利用の基本方針

1) 基本方針 4つの基本方針に基づき、秩序ある土地の有効利用を促進。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| ① 人口減少社会に対応したコンパクトで暮らしやすい土地利用 | ② 持続可能な地域経済に向けた土地利用 |
| ③ 災害に強い安全・安心な土地利用 | ④ 豊かな自然環境の保全と人が共生する土地利用 |

2) 各種土地利用計画の推進

国土利用計画法に定められる5地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の適正な配置を進めるため、各種土地利用計画を基本とした土地利用調整や、遊休土地の活用を図る。

(3) 広域行政の推進

地方自治法に基づいた地方公共団体の組合などの広域連携のほか、盛岡広域市町との連携した行政推進に加え、町の歴史・文化の中で結びつきのある自治体との災害支援を含めた広域による行政を推進する。

5. 施策の大綱

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 学びを通して生きがいを感じるまち | <教育分野> |
| 2. いきいきと ともに幸せを感じるまち | <保健・医療・福祉分野> |
| 3. 産業を通じて豊かさを実感し笑顔で稼ぐまち | <産業分野> |
| 4. 豊かで誇れる自然を守り育て子どもたちにつないでいくまち | <環境分野> |
| 5. みんながつながって安全に住めるまち | <安全安心分野> |

■第1章 序論

1. 後期基本計画策定の趣旨

まちの将来像である「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を実現するための各分野における実現手段を体系化し、町民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進する。

2. 後期基本計画の期間

令和6年度を初年度とし、令和9年度を目標年次とする4年間。

3. 後期基本計画の役割

- (1) 基本指針 行政運営の基本となり、かつ個別計画等の指針となるもの。
- (2) 評価と検証 各分野における個別計画を実施計画として位置付け、個別計画のPDCAサイクルの取り組みが総合計画の達成状況を表わし、進捗状況の評価とする仕組みとし、評価と検証を行う。

4. 後期基本計画における方向性

(1) 持続可能でより良い社会の実現に向けた取り組み

【SDGsに資する取り組み】

17の持続可能な開発目標と第三次雫石町総合計画後期基本計画のそれぞれの分野における施策の関連性を整理し、SDGsをより身近なものとして捉え、SDGsに資する取り組みを推進する。

【2050年カーボンニュートラル】

2050年カーボンニュートラルを達成に向け、地域で作られたエネルギーの地域内循環の仕組みづくりなどを進め、地域課題の解決も図っていく必要とする。

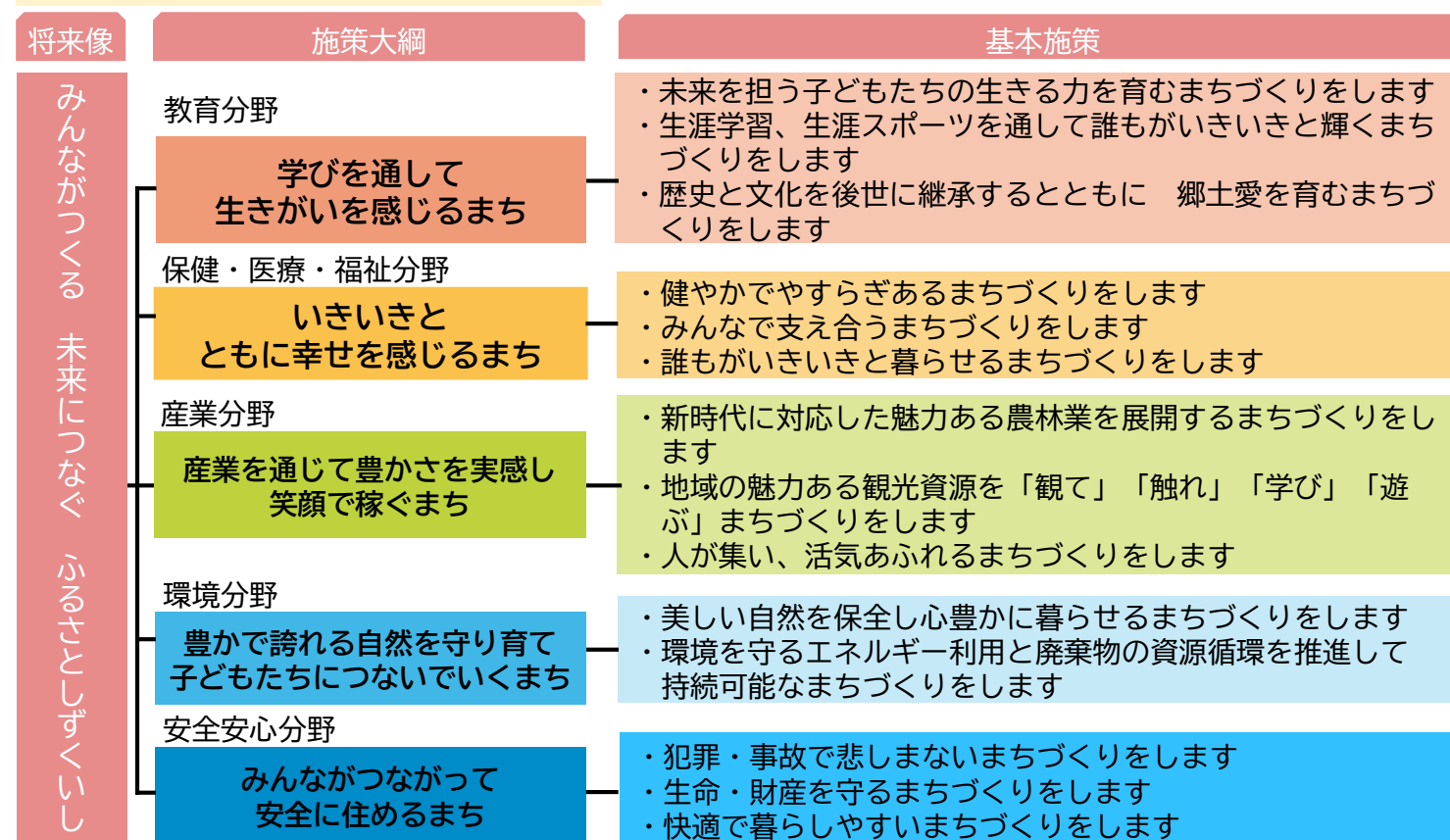
【DX】

DXによる生産性の向上や業務の効率化、サービスの高度化などにより、持続可能でより良い社会の実現につなげる。

(2) 第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合戦略を総合計画全般を横断する人口減少対策分野の戦略として位置付け。
※総合戦略…第2次雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の略。資料別添参照。

5. 施策の体系



施策大綱	基本施策	施策	基本方向
① 学びを通して 生きがい を感じるまち 【教育分野】	1-1 未来を担う子どもたちの 生きる力を育むまちづくりをします	1-1-1 知・徳・体・公の調和のとれた教育を進めます	①教員の授業力向上と授業改善 ②特別な支援を必要とする児童生徒への支援 ③不登校・いじめ防止などの対策 ④豊かな心の育成 ⑤健康な食生活の実践 ⑥保健体育の充実 ⑦基礎体力の向上 ⑧地域と学校の連携
		1-1-2 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境を整備します	①安全対策の充実 ②学校施設の整備 ③雫石高等学校の魅力づくり ④教員の働き方改革に基づく働く環境づくり
	1-2 生涯学習、生涯スポーツを通して 誰もがいきいきと輝くまちづくりをします	1-2-1 生涯学習の環境を整え活力ある地域社会をつくりま	①生涯学習環境の充実、②地域の特色を生かした生涯学習の推進、③読書活動の推進、④国際理解の推進
		1-2-2 いつでも誰でもスポーツに親しめる環境を整えます	①生涯スポーツの推進、②競技スポーツの推進、③子どものスポーツ機会の充実、④スポーツによる地域活性化、⑤スポーツ施設の整備、⑥鶯宿温泉スポーツエリア振興の推進
	1-3 歴史と文化を後世に継承するとともに 郷土愛を育むまちづくりをします	1-3-1 文化芸術活動を通して生きる喜びと創造性や感性を育みます	①文化芸術の活性化、②優れた芸術の鑑賞機会の提供
		1-3-2 町に伝わる貴重な文化財などの保存継承に努め紹介します	①文化財の保護・保存の推進、②歴史文化学習機会の充実
② いきいきと ともに幸せを 感じるまち 【保健・医療 ・福祉分野】	2-1 健やかでやすらぎある まちづくりをします	2-1-1 生涯を通じた健康づくりを推進します	①ライフステージに応じた健康づくり活動の推進 ②食生活習慣の改善 ③検診を受けやすい環境づくり ④各種予防接種事業の充実 ⑤精神保健体制と家族への支援の充実
		2-1-2 安心して暮らせる医療体制を整えます	①保健・医療・福祉の連携強化 ②地域医療体制の充実 ③医療機関相互の機能分担
	2-2 みんなで支え合うまちづくりをします	2-2-1 誰もが地域で安心して生活できる環境を整えます	①低所得世帯の経済的自立支援 ②人権意識の啓発と支援 ③消費者支援の充実
		2-2-2 みんなで支え合う地域社会を目指します	①多様な主体による支え合いの推進 ②ボランティア団体の支援 ③相談支援体制の充実
	2-3 誰もがいきいきと暮らせる まちづくりをします	2-3-1 安心して子育てできる環境を整えます	①子育て支援サービスの推進 ②妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援 ③子どもに関する専門的な支援の充実 ④経済的支援の充実
		2-3-2 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます	①高齢者の生きがいづくり ②認知症施策の推進、③介護福祉サービスの充実、④在宅高齢者の地域生活の支援、⑤介護予防の推進
2-3-3 障がい者が生活しやすい環境を整えます		①障がいに対する理解 ②様々な活動への参加促進 ③障がい児支援、④相談体制	
③ 産業を通じて 豊かさを実感し 笑顔で稼ぐまち 【産業分野】	3-1 新時代に対応した魅力ある 農林業を展開するまちづくりをします	3-1-1 農業者の育成と経営安定を促進します	①地域の中心経営体の育成 ②若手農業者の育成 ③農業経営の安定化
		3-1-2 農畜産物の安定生産を推進します	①農畜産物の安定生産 ②農地の保全及び活用推進
		3-1-3 農畜産物の販売と6次産業化を推進します	①農畜産物の販売促進 ②地産地消の推進 ③6次産業化と食文化伝承の推進
		3-1-4 「植える、育てる、利用する」森林循環を促進します	①森林循環の推進 ②町産材の活用推進 ③木質バイオマスのエネルギー活用の推進 ④森林環境教育の促進
	3-2 地域の魅力ある観光資源を 「観て」「触れ」「学び」「遊ぶ」 まちづくりをします	3-2-1 魅力ある観光メニューを確立し多様なニーズに対応できる人材育成と受入れ体制を整備します	①観光プラットフォームの強化 ②観光資源の環境整備と活用 ③観光メニューの拡充 ④観光二次交通の整備
		3-2-2 「しずくいし」を効果的に情報発信し周辺自治体と連携した観光客誘致を進めます	①広域連携による滞在型観光の促進 ②観光客誘致の強化 ③観光情報発信の強化
3-3 人が集い、活気あふれる まちづくりをします	3-2-3 外国からの観光誘客を進め、受入れ体制の充実を図ります	①外国人対応メニューの開発 ②外国人向け情報発信の強化	
	3-3-1 企業誘致・起業家の支援をします	①地域の自然と調和した企業誘致 ②中小企業の経営強化 ③起業家への支援	
3-3-2 賑わいと魅力ある商店街づくりに取り組みます	①商店街の人材育成 ②魅力商店街づくりに向けた取り組みの推進		
④ 豊かで誇れる 自然を守り育て 子どもたちに つないでいくまち 【環境分野】	4-1 美しい自然を保全し心豊かに暮らせるまち づくりをします	4-1-1 豊かな自然環境を学び、保全します	①森林保全の促進 ②水質保全の促進 ③生物多様性の周知と保全 ④自然保護の啓発 ⑤環境教育の充実と情報共有 ⑥公害防止対策の強化
		4-1-2 美しい風景や景色を守り育てます	①景観形成活動の支援 ②景観に対する意識の醸成 ③景観保全活動の促進 ④ 岩手県景観計画に沿った景観の形成
	4-2 環境を守るエネルギー利用と廃棄物の資源 循環を推進して持続可能なまちづくりを します	4-2-1 地球温暖化抑制に努め、環境を守るエネルギー利用を推進しま	①ゼロカーボン（脱炭素）シティ宣言と温室効果ガス排出量削減 ②省エネルギーの推進 ③再生可能エネルギー利用推進 ④エネルギーの地産地消の仕組みづくり ④し尿の適正処理と広域処理の検討
		4-2-2 ぐらしの廃棄物の削減による循環型社会の構築を目指します	①ごみの減量化の促進 ②ごみの資源化の促進 ③ごみの適正処理の促進と広域処理化 ④し尿の適正処理と広域処理の検討
⑤ みんなが つながって 安全に住めるまち 【安全安心分野】	5-1 犯罪・事故で悲しまない まちづくりをします	5-1-1 犯罪に隙を与えません	①防犯意識の高揚 ②防犯体制の強化
		5-1-2 交通安全に取り組みます	①交通安全意識の醸成 ②路上での安全確保
	5-2 生命・財産を守るまちづくりをします	5-2-1 消防・救急体制を維持します	①消防力の充実確保及び防火啓発 ②救急体制の充実確保
		5-2-2 自然災害などへの備えを強化します	①防災意識の高揚 ②あらゆる手段を活用しての迅速かつ確実な避難情報の周知 ③地域防災力の育成
	5-3 快適で暮らしやすいまちづくりをします	5-3-1 安全な水道水を安定して提供します	①上水道経営の適正化 ②老朽施設の更新 ③普及活動の推進
		5-3-2 下水道などの普及を進め快適な生活を確保します	①下水道経営の適正化 ②汚水処理施設の効率的な維持管理 ③水洗化の促進
5-3-3 快適な道路環境を整えます		①計画的な道路整備と維持管理 ②道路愛護活動の支援 ③除排雪体制の整備推進	
5-3-4 利便性の高い交通体系を整備します		①関係機関との連携体制の構築 ②持続性の高い交通サービスの形成 ③包括的な情報のとりまとめと発信	
5-3-5 快適でやすらぎある居住環境の保全、整備を進めます		①安心できる住宅づくり支援 ②町営住宅などの適切な管理 ③子育て世代への定住支援 ④計画的な公園施設の維持管理	